平成23年９月14日

各　位

会 社 名　株式会社ツルハホールディングス
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　　鶴 羽　樹
（コード番号 3391 東証第一部）
問合せ先　取締役常務執行役員管理本部長 大 船　正 博
（ＴＥＬ　０１１－７８３－２７５５）

「従業員持株会連携型ESOP」導入に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 14 日開催の取締役会において、当社の従業員持株会との連携によるESOPストラクチャーである「従業員持株会連携型ESOP」（以下「本ストラクチャー」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本ストラクチャーの概要

本ストラクチャーにおいて、当社株式の保有及び処分を行う信託（以下「本信託」といいます。）を設定のうえ、本信託の受託者（以下「受託者」といいます。）が、当社の従業員持株会である「ツルハホールディングス従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）による当社株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、(i)借入れにより調達した資金をもって、当社持株会が今後 7 年間にわたり取得すると見込まれる数において、取引所市場（立会外取引を含みます。）より当社株式を取得したうえ、本信託の信託財産に属する当社株式を売り付けること、(ii)本信託の信託財産に属する当社株式につき、当社持株会の会員（以下「会員」といいます。）の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、(iii)本信託の信託財産に属する当社株式の売却によって当該借入れ返済後も余剰が生じる場合、金銭を会員のうち所定の要件を充足する者に交付すること等を実施いたします。なお、当社は、受託者による借入れについて保証いたしますので、当社株価の下落により、信託終了時点において信託財産内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、保証契約に基づいて、当社が保証人として当該残債を一括弁済（保証履行）することになります（別紙ご参照）。また、本信託における株式関連業務については、SMBC 日興証券株式会社が行います。

２．本ストラクチャーの目的

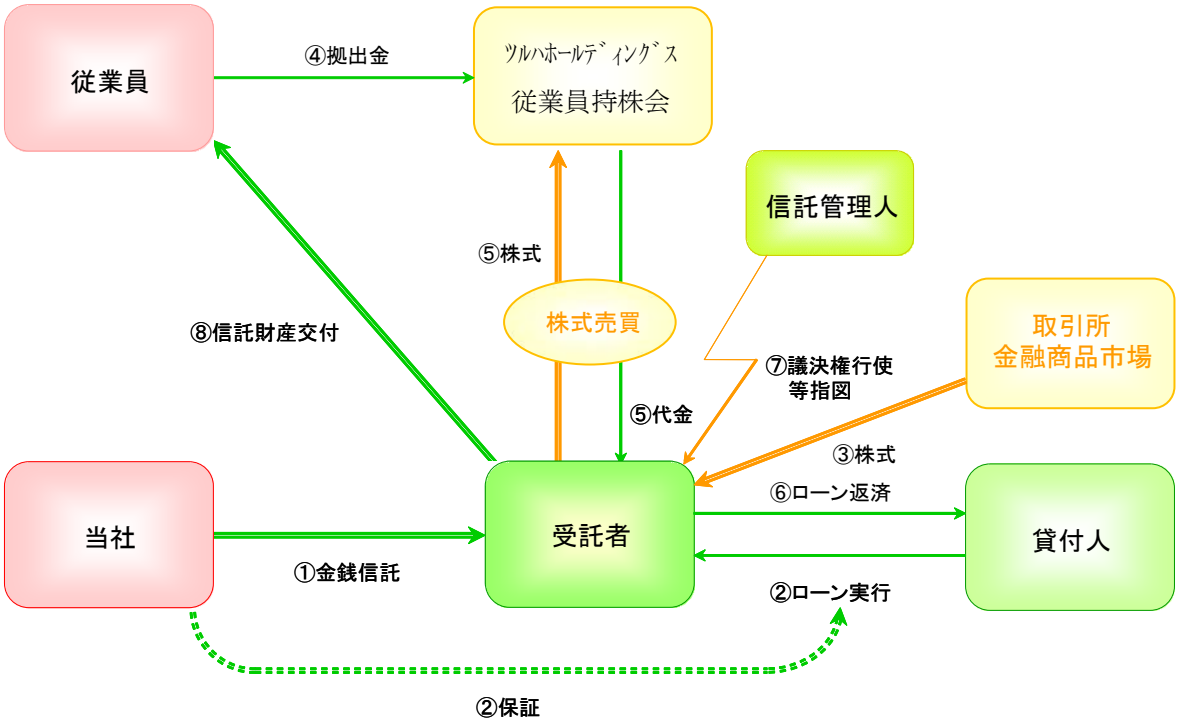
本ストラクチャーの導入により、従業員の企業意思形成への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指しております。

以　上

別紙

（ご参考）「従業員持株会連携型 ESOP」ストラクチャー概要

「従業員持株会連携型 ESOP」とは、当社持株会と受託者とが当社株式の売買及び議決権行使等に際して連携することを通じて当社の企業価値の向上を目指す新しい従業員持株制度です。



① 当社は、当社持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者（以下「適格会員」といいます。）を受益者として、本信託の受託者に対し、金銭を信託します。なお、当該金銭は、本信託の運営費用に充当されます。

② 受託者は、貸付人から借入れを受けます。なお、当該借入れに際し、当社は、貸付人に対して保証を提供し、その対価として受託者から保証料を受け取ります。なお、株価の下落により本信託の終了時までに受託者の借入れが完済されず、本信託が負担する借入債務が残る場合には、保証契約に基づき当社が保証履行し、貸付人に対して一括して弁済いたします。

③ 受託者は、当社持株会が今後 7 年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、取引所市場（立会外取引を含みます。）から予め定める取得期間中に取得します。

④ 当社持株会の会員は、給与及び奨励金（福利厚生費）をもって、当社持株会に対し株式購入資金を拠出します。

⑤ 受託者は、本信託の信託財産に属する当社株式を時価で売り付け、また、当社持株会は、会員からの拠出金及び当社株式に係る配当金をもって、当社株式を時価で買い付けます。

⑥ 受託者は、当社株式の売却代金及び当社株式に係る配当金をもって、貸付人に対する借入れの返済を行います。

⑦ 受託者は、信託管理人の指図により、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権につき当社持株会における議決権行使結果を比例的に反映する内容において行使します。

⑧　本信託は、信託期間満了日のほか、信託財産内の当社株式が全て売却された場合など、定められた終了事由が発生した場合に終了いたします。受託者は、適格会員に対し、信託終了時において残存する信託財産を交付します。その際、当社は、受託者から、本信託の運営費用に充当されなかった金銭の交付を受けます。

（信託契約の概要）

委託者	当社
受託者	株式会社三井住友銀行
受益者	当社持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者
信託契約日	平成 23 年 9 月 14 日
信託期間	平成 23 年 9 月 14 日から平成 30 年 9 月 28 日まで
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	11 億 2,000 万円
株式の取得期間	平成 23 年 9 月 26 日から平成 23 年 12 月 30 日まで（予定） （平成 23 年 11 月 7 日から 11 月 15 日を除く）
株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含む）より取得